

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月13日

【会社名】 株式会社ガーラ

【英訳名】 GALA INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループCEO 菊川 暁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 250,008,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,389,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下、「本第三者割当増資」という。)の発行は、平成26年3月13日(木)開催の取締役会決議によります。なお、本第三者割当増資の割当予定先であり、特別利害関係者である菊川曉以外の出席者全員の賛成により、本第三者割当増資を決議しており、菊川曉は決議に参加していません。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,389,600株	250,008,800	125,004,400
一般募集			
計(総発行株式)	1,389,600株	250,008,800	125,004,400

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は125,004,400円であります。

(2) 【募集の条件】

a. Oakキャピタル株式会社割当分

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
178	89	100株	平成26年3月31日(月)	-	平成26年3月31日(月)

b. 当社代表取締役菊川曉割当分

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
188	94	100株	平成26年3月31日(月)	-	平成26年3月31日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本第三者割当増資の割当予定先との間で本第三者割当増資の「総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当増資に係る割当は行われなないこととなります。

4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本第三者割当増資の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ガーラ グループマネジメント部	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
250,008,800	2,300,000	247,708,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬として600,000円、登録免許税及び司法書士報酬900,000円、株式事務代行手数料500,000円、株式上場手数料200,000円、調査料100,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額247百万円につきましては、当社事業資金及び当社連結子会社Gala Lab Corp.（韓国）のスマートフォンアプリ事業（スマートフォンやタブレット向けのゲームアプリ等の開発・提供）資金に全額充当する予定であります。具体的には、現時点で当社は持株会社としての事業資金を平成26年4月から平成27年3月まで人件費172百万円、事務所賃借料16百万円、上場維持に伴う費用53百万円、その他販売費及び一般管理費28百万円、計265百万円を予定（平成26年4月から平成27年3月まで毎月月額分が支出となります。）しており、そのうち68百万円は、国内連結子会社からの経営指導料等収入、連結子会社Gala Lab Corp.からオンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業におけるロイヤリティ収入で調達する予定であり、不足見込額197百万円となり、本第三者割当増資による調達資金のうち197百万円を事業資金として充当する予定であります。

これらは当社が持株会社として当社グループを維持するため必要不可欠な資金であり、全額を確実な資金調達手段である本第三者割当増資による資金調達といたしました。なお、平成27年4月以降の当社の持株会社としての事業資金は、連結子会社からの配当収入、国内連結子会社からの経営指導料等収入、連結子会社Gala Lab Corp.からのオンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業におけるロイヤリティ収入を充当する予定であります。連結子会社における事業の収益化が遅れるなど、当社の事業資金が不足することや、当社若しくは連結子会社において当初予定していなかった資金需要が発生した場合に備え、別件新株予約権の行使による資金調達で各連結子会社事業資金の充当後の残高である102百万円を充当することといたしました。

当社連結子会社Gala Lab Corp.は、当社グループにおける開発会社の位置付けであり、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業ともに自社ゲームの開発を主たる事業としております。同社のスマートフォンアプリ事業資金に50百万円を充当する予定であります。これはアプリ開発に係る人件費45百万円、その他経費5百万円に充当するため、当社から貸付若しくは追加出資（当社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を想定しております。）とする予定であり、支払予定時期につきましては、平成26年3月から平成26年9月までを予定しており、毎月月額分が支出となります。同社では、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」（ダンジョンズ・アンド・ゴルフ）Android版の早期収益化が最重要課題であり、このため、各国での通信環境対応のチューニングやデバッグ等により完成度を高める開発を進める必要があります。そのため、全額を確実な資金調達手段である本第三者割当増資による資金調達といたしました。なお、平成26年10月以降の同社スマートフォンアプリ事業の事業資金は、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」（ダンジョンズ・アンド・ゴルフ）の多言語版開発や「自社PCオンラインゲームのアプリ版の開発」も予定しておりますが、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」（ダンジョンズ・アンド・ゴルフ）Android版のサービス状況、経営状況や財政状態を鑑み計画を実施する必要があり、変動要素が大きいことから、別件新株予約権の行使による資金調達といたしました。また、平成26年10月以降はサービス提供したゲームアプリ「Dungeons & Golf」（ダンジョンズ・アンド・ゴルフ）の収入を充当することも予定しております。

なお、平成25年9月17日付の第三者割当増資で調達した88百万円の資金使途につきましては、平成25年9月に連結子会社Gala Lab Corp.にスマートフォンアプリ事業資金として30百万円、金融機関借入の返済の一部充当として5百万円を貸付け（金利：5.76%、返済期限：平成26年3月）、連結子会社（株）ガーラウェブへ借入金の返済として15百万円を支出し、平成25年10月に本社事務所移転費用5百万円を支出し、平成25年11月に連結子会社（株）ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として5百万円を貸付け（金利：5.76%、返済期限：平成26年3月）、当社の持株会社としての事業資金として28百万円を平成25年9月から平成26年1月に支出と、調達資金の全額を充当いたしました。

平成26年1月27日付の第三者割当増資で調達した99百万円の資金用途につきましては、平成26年1月に連結子会社Gala Lab Corp.にスマートフォンアプリ事業資金として25百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、連結子会社(株)ガーラウェブへ借入金の返済として15百万円を支出し、連結子会社(株)ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として5百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、平成26年2月に連結子会社Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金として10百万円、金融機関借入の返済の一部充当として15百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、当社の持株会社としての事業資金として17百万円を平成26年1月から平成26年3月に支出しており、平成26年2月末において、調達資金の残額は12百万円となっております。

上記の充当は、平成25年8月30日提出の有価証券通知書及び平成26年1月10日提出の有価証券届出書に記載の資金用途から変更となりましたが、連結子会社(株)ガーラポケットへの貸付はグループ内部への支払資金不足の対応であり、連結子会社(株)ガーラウェブの返済は当社が持株会社としてのグループ内金融機能により実施しており、連結子会社Gala Lab Corp.の金融機関借入返済分の貸付は、同社が債務超過であることから急遽金融機関への返済が確定することとなったことで、当社が持株会社としての金融機能として対応したものであります。

なお、連結子会社(株)ガーラポケット及び連結子会社Gala Lab Corp.へ貸付けた資金は各連結子会社における人件費及び事務所賃借料並びにその他経費の資金支出に全額充当しており、連結子会社(株)ガーラウェブへ返済した資金は同社が現金及び預金で保有しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 先買権について

1. 新株発行等の手続

当社は、本契約の締結日から2年間(ただし、ロックアップ期間においては、上記「1. ロックアップについて」の定めに従う。)株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)(以下、「本追加新株式等」という。)を発行もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各規定を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する「別件新株予約権」の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- (1) 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、「本追加新株式発行等」を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(「本追加新株式等」の種類、価額、数量、払込期日、割当予定先/引受予定先(以下、「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下、「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- (2) Oakキャピタル株式会社は、「本通知書」を受領後速やかに、「本通知書」に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下、「応諾通知」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等を「本通知書」に記載された条件・内容により、引受けることができる。
- (3) 当社は、前号に従いOakキャピタル株式会社から「応諾通知」を受領しなかった場合のみ、「本通知書」に記載された条件・内容に従い、「提案先」に対してのみ、「本追加新株式発行等」を決議することができる。
- (4) 当社は「本追加新株式発行等」を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各規定の定める場合には、適用されないものとする。

- (1) ストックオプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないとき
- (2) 「開示書類」に記載された既発行の第8回乃至第14回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が「開示書類」に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- (3) 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株発行等の手続」に従わずに「本追加新株式発行等」の発行決議を行った場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は以下の各号を行わなければならない。

- (1) 当該発行決議時点においてOakキャピタル株式会社が保有する当社の株式を、発行価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- (2) 当該発行決議時点においてOakキャピタル株式会社が保有する「別件新株予約権」を、払込価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

2. 第三者割当による新株予約権の発行

当社は、平成26年3月13日付の取締役会決議により、本第三者割当増資と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株予約権の発行(以下「別件新株予約権」という。)を決議しております。

(1) 払込期日	平成26年3月31日
(2) 割当日	平成26年3月31日
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,595,800株(1個当たり100株)
(4) 新株予約権の総数	15,958個
(5) 発行価額	1個当たり303円(1株当たり3.03円)
(6) 発行価額の総額	4,835,274円
(7) 行使価額	1株当たり188円
(8) 行使期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
(9) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 Oakキャピタル株式会社

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

Oakキャピタル株式会社

a 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第152期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第2四半期 (自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月7日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第3四半期 (自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月7日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(2) 菊川 暁

a 割当予定先の概要

氏名	菊川 暁
住所	東京都港区
職業の内容	当社代表取締役グループCEO

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	持株保有数は3,953,100株。保有割合は33.91%であります。 (注)1
人事関係	当社代表取締役であり、関連当事者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	平成25年3月期の当社と当該個人の取引は、 (1) 資金の借入 43,000千円 (2) 借入金の返済 43,000千円 (3) 支払利息 1,797千円 であります。 なお、平成25年9月17日付当社第三者割当増資88,550千円(550,000株(注)2)及び平成26年1月27日付当社第三者割当増資99,840千円(416,000株)を引き受けております。

(注)1. 資本関係は平成26年3月13日現在におけるものであります。

2. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割いたしました。なお、上記は第三者割当増資前に分割されたものとみなして記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回割当予定先としてOakキャピタル株式会社を選定した理由は、当社代表取締役が、当社の資金調達を外部から行うことを検討するに当たり、知人など周囲の情報をもとに検討した結果、同社はゲーム開発会社への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、信頼できる投資会社であると判断し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富です。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業に強みを持ち、具体的な例として、Oakキャピタル株式会社は、投資先向け新事業の創出として、株式会社フライトホールディングス(東証マザーズ 3753)、株式会社ソフトフロント(東証JQG 2321)、東京リスマチック株式会社(東証JQS 7861)に向けてスマートフォンから郵便手紙が送れる「デジタル郵便」の事業を立案しております。そのプロジェクトには、株式会社日立システムズ、富士フイルム株式会社も参加しております。また、同社は、投資先の事業支援として株式会社フライトホールディングスの電子決済サービス事業の立ち上げに当たって決済引受け先として、三菱UFJニコス株式会社との業務提携の構築を行いました。その結果、株式会社フライトホールディングスの業績は平成26年3月期第3四半期決算において売上高15.9億円、四半期純利益1.9億円と増収増益になり、また、時価総額は7.7億円(年初来安値 平成25年2月18日)から355.8億円(年初来高値 平成25年11月26日)に増大するなど、株式会社フライトホールディングスの企業価値を大幅に高めることに成功しております。

当社は、Oakキャピタル株式会社の企画提案力、他企業とのネットワーク構築力、新事業の創出能力が、今後の当社が推進する事業展開において、顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが期待できると判断しました。

なお、Oakキャピタル株式会社は、これまでに、新株式及び新株予約権等の払込を確実に実行した実績を有しております。また、新株予約権の行使状況においても、直近の事例として、株式会社ソフトフロントが平成25年7月23日に発行した新株予約権(行使総額200百万円)及びセーラー万年筆株式会社(東証2部 7992)が平成24年11月29日に発行した新株予約権(行使総額385百万円)については、すべての新株予約権の権利行使が完了しております。

また、菊川暁は、当社の創業者であり代表取締役グループCEOであります。

当社は、平成23年3月期連結決算から3期継続して純損失を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。平成25年3月期におきましては、主要連結子会社を譲渡し、オンラインゲーム事業からスマートフォンアプリ事業への転換を進めております。また、当社グループにおけるリストラを実施し、コスト削減に努めてまいりましたが、業績は第3四半期連結累計期間において連結売上高610,682千円(前年同四半期比68.7%減)となり、大幅な減収となりました。これは、当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業の欧米子会社を前第3四半期連結累計期間をもって株式譲渡により連結から除外した影響、データマイニング事業国内子会社を前第1四半期連結累計期間をもって株式譲渡により連結から除外した影響及びオンラインゲーム事業の主力ゲームの売上高が中国を除き全地域で減少したことによるものであります。また、販売費及び一般管理費は、スマートフォンアプリ事業の開発費用の計上により、営業損失283,708千円(前年同四半期営業損失634,189千円)、経常損失201,494千円(前年同四半期経常損失641,618千円)四半期純損失249,049千円(前年同四半期純損失601,646千円)となりました。これらを鑑み、平成26年3月期におきまして、菊川暁より早期の業績回復を目指し、経営責任を全うするため、当社グループの資金需要逼迫時には、自己資金の投入により会社経営を支援するとの申し出がありました。これを受けて、当社取締役会は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するためにも、本第三者割当増資の割当予定先であり、特別利害関係者である菊川暁以外の出席取締役全員の賛成により、本第三者割当増資について検討及び決議いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

O a kキャピタル株式会社	当社普通株式	1,123,600株
菊川 暁	当社普通株式	266,000株

e 株券等の保有方針

O a kキャピタル株式会社

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社と当社は、本第三者割当増資及び別件新株予約権の行使により取得した当社株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成26年2月27日に行った当社との面談において、同社は当社に対して、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で表明しております。

菊川 暁

割当予定先である菊川暁は、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、長期保有の意向を口頭で表明しております。

なお、当社は、割当予定先であるO a kキャピタル株式会社及び菊川暁から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

O a kキャピタル株式会社

当社は、割当予定先から本第三者割当増資及び別件新株予約権の払込金額の総額並びに別件新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

菊川 暁

当社は、割当予定先である菊川暁が、本第三者割当増資に必要な自己資金を十分に有していることを預金通帳の写しで確認しております。

g 割当予定先の実態

O a kキャピタル株式会社

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と暴力団等の関係があることを認められません。また、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチャー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号:代表取締役 荒川一枝)による調査結果も参考にし、当社は、同社、同社役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

菊川 暁

当社は、割当予定先である菊川暁が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社ディー・クエスト(東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者:代表取

締役 脇山太介)に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。これらにより、当社は菊川暁が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。なお、当社は割当予定先である菊川暁が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

a. Oakキャピタル株式会社への発行価額

本第三者割当増資における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本第三者割当増資に関する取締役会の直前営業日(平成26年3月12日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値188円を参考に178円(ディスカウント率5.32%)といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直前営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価額のディスカウント率につきましては、現在、当社にとって当社事業資金及び連結子会社のスマートフォン事業に要する資金を速やかに調達することが急務であるため、当社の既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先に払込にに応じていただき、早急かつ確実に資本増強を図ることを優先課題として、割当予定先と十分に協議を行いました。その過程で当社株式の直近6か月の終値が149円から315円まで変動するなど上下の変動幅が大きいこと、当社が前期まで3期連続の連結当期純損失を計上していること、平成26年3月期第3四半期連結累計期間において四半期純損失を計上し、債務超過となったこと等、当社の経営状況を勘案するとともに、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値182.45円(少数点第3位以下四捨五入)からは2.44%のディスカウント率となり、直近3か月間の終値の単純平均値213.30円(少数点第3位以下四捨五入)からは16.55%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値194.08円(少数点第3位以下四捨五入、当該数値は25年10月1日付で1株を100株に株式分割したため、株価を調整して算出しております。)からは8.29%のディスカウント率となっております。当該発行価額は、直近3か月間の終値の単純平均値213.30円(少数点第3位以下四捨五入)からは16.55%のディスカウント率となっておりますが、これは当社の株価が平成25年12月から平成26年1月にかけて高値で推移したことによるものと考えており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、監査役3名全員(全員社外監査役)が、当社の事業環境及び財政状況が良好とは言えない中で確実かつ速やかに資金調達を行う必要性が高いため、発行価額について一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと、上記発行価額178円は、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を参考にしていること、当該終値は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格による株価であり、時間的にも本件取締役会決議日の株価に最も近接した時点のものであること及び上記発行価額は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

b. 菊川暁への発行価額

本第三者割当増資における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本第三者割当増資に関する取締役会の直前営業日(平成26年3月12日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値188円とし、ディスカウントを設けないことといたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直前営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。当社代表取締役菊川暁は当社の財政状態及び経営成績に経営責任を負っているため、投資家の現在の当社に対する評価を最も適正に反映していた本第三者割当増資に関する取締役会の直前営業日の終値で発行することといたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会の直前日までの直近1か月間の終値の単純平均値182.45円(少数点第3位以下四捨五入)からは3.04%のプレミアム率となり、直近3か月間の終値の単純平均値213.30円(少数点第3位以下四捨五入)

からは11.86%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値194.08円(少数点第3位以下四捨五入、当該数値は25年10月1日付で1株を100株に株式分割したため、株価を調整して算出しております。)からは3.14%のディスカウント率となっております。当該発行価額は、直近3か月間の終値の単純平均値213.30円(少数点第3位以下四捨五入)からは11.86%のディスカウント率となっておりますが、これは当社の株価が平成25年12月から平成26年1月にかけて高値で推移したことによるものと考えており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、監査役3名全員(全員社外監査役)が、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は1,389,600株(議決権の数は、13,896個)です。また、別件新株予約権の行使により発行される株式数1,595,800株(議決権の数は15,958個)及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の株式数550,000株(議決権の数は5,500個)並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の株式数416,000株(議決権の数は4,160個)を合算すると3,951,400株(議決権の数は39,514個)となり、前々回第三者割当増資の決議日の平成25年8月30日における当社の発行済株式数10,623,000株(議決権数106,230個)に対して37.20%(議決権の総数に対する割合は37.20%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行による資金調達は、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する株式の総数は1,389,600株に係る割当議決権数は13,896個となり、別件新株予約権の目的となる株式の総数1,595,800株に係る割当議決権数15,958個及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の議決権5,500個並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の議決権4,160個を合算すると議決権の数は39,514個となり、平成25年8月30日における当社の議決権数106,230個に占める割合が37.20%(本第三者割当増資分:13.08%、別件新株予約権分15.02%、平成25年9月17日付第三者割当増資分5.18%、平成26年1月27日付第三者割当増資分3.92%)となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
菊川 暁	東京都港区	3,953,100	33.91%	4,219,100	28.81%
O a kキャピタル (株)	東京都港区赤坂8-10-24	-	-	2,719,400	18.57%
宗教法人宗三寺	神奈川県川崎市川崎区砂子 1-4-3	314,400	2.70%	314,400	2.15%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	169,200	1.45%	169,200	1.16%
菊川 匡	東京都千代田区	120,000	1.03%	120,000	0.82%
野村證券(株)	東京都中央区日本橋1-9-1	97,200	0.83%	97,200	0.66%
野村證券(株) ネット&コール	東京都千代田区大手町 2-2-2	70,700	0.61%	70,700	0.48%
小林 一郎	和歌山県日高郡日高川町	70,200	0.60%	70,200	0.48%
伊藤 誠	東京都世田谷区	59,500	0.51%	59,500	0.41%
須藤 甚吉	栃木県小山市	45,000	0.39%	45,000	0.31%
計	-	4,899,300	42.02%	7,884,700	53.84%

(注)1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成25年10月1日付の株式分割(1:100)及び当社において把握している平成25年9月30日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月13日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資による発行株式1,389,600株及び別件新株予約権の目的となる株式の数1,595,800株を加えた株式数によって算出しております。

- 3 . 平成26年3月13日現在の発行済株式総数は11,658,200株であります。
- 4 . 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

資金調達目的

当社は昨年より、オンラインゲーム事業からスマートフォンアプリ事業へ主要事業のシフトを進めております。そのために、次期(平成27年3月期)以降の当社及び各連結子会社の事業開発資金の調達を喫緊の経営課題とし、資金調達の手段を様々な選択肢より広く検討してまいりました。

当社事業であるゲーム市場を取り巻く環境は、ブロードバンド普及やユーザ嗜好の多様性などによって日々変化し、ユーザ獲得競争が一層激しくなっております。従来のコンソール型や携帯型、PCを中心としたオンラインゲームから新世代端末であるスマートフォンやタブレットなどへのデバイス及びプラットフォームが大きく変化する現在は、当社がリーディングカンパニーとなるための重要な移行期と位置づけ、当社は自社の企画力や開発力などの強みを十分に活かし、競争優位性確立を早期に獲得することを目指しております。

上記の当社グループの状況から短期間で資金調達を行う必要があるため、事前準備及び募集期間に一定の時間を要する公募増資又は株主割当を選択することは適切でないと判断し、資金調達の確実性を重視し、第三者割当による資金調達が最善と判断をしました。

今後の事業計画について

この度の資金調達により、下記事業計画を平成27年3月期から平成28年3月期において実行することにより、経営基盤の安定化と将来に向けた成長を実現してまいります。

・事業計画の内容

(1) スマートフォンアプリ開発及び収益化の推進

- a. ゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)の多言語版の開発と提供
- b. 当社グループが開発したPCオンラインゲームのスマートフォンアプリ版の開発と提供
- c. 当社グループが提供するスマートフォンゲームアプリの大規模プロモーションの実施等の積極的な販売促進
- d. 当社グループ未参入カテゴリのスマートフォンゲームアプリの開発と提供

(2) 海外でのスマートフォンアプリ関連ビジネスの推進

- a. 外国人の日本のゲームオタク向けSNS(オンライン・コミュニティ)開発
- b. 日本企業が開発したアプリの海外展開の支援

・業績目標

上記事業計画のすべての実現により、3年後の平成29年3月期には(1)スマートフォンアプリ開発及び収益化の推進において、年間で売上高700百万円、営業利益200百万円、(2)海外でのスマートフォンアプリ関連ビジネスの推進において、年間で売上高300百万円、営業利益100百万円を目指し、当社グループのスマートフォンアプリ事業において、年間で1,000百万円、営業利益300百万円の増加を目指します。これらを実現することで、継続的な収益及び資金の確保による経営基盤の安定化を図り、獲得した資金を事業に再投資することで新たなアプリの開発や新規ビジネスを開拓することが可能となり、将来に向けた成長を実現できるものと考えております。

当社の現状について

当社は、代表取締役である菊川暁を割当先とした第三者割当増資により平成25年9月17日に88百万円、平成26年1月27日に99百万円を調達し、短期的な事業資金を確保いたしました。スマートフォンアプリ事業において、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)のiOS向け英語版の開発が遅延し、平成25年12月11日にiOS向け英語版のサービス提供開始、平成26年1月14日にAndroid向け日本語版のサービス開始をいたしました。iOS向けの他の言語版やAndroid向け英語版及び他の言語版のサービスの開始には至らずサービス提供に向けて開発を継続(なお、現時点でAndroid英語版は第4四半期に提供開始の予定であります。iOS向けの他の言語版とAndroid向けの他の言語版の開発及びサービス提供は別件新株予約権による資金調達の実施後に開始する予定であります。)しており、資金支出が先行するとともに、第3四半期連結累計期間においても四半期純損失の計上となっております。

本第三者割当増資及び別件新株予約権により、平成26年3月期末では現預金及び純資産が250百万円増加と財務体質強化となり、これにより当社の事業戦略推進の環境が整い、別件新株予約権の行使により純資産の300百万円の増加と連結子会社の事業計画の実行のための資金確保となります。さらには、割当予定先であるOakキャピタル株式会社

が持つ投資先企業の価値向上に向けた施策の実績と様々な経験や企業ネットワークを活かし、事業計画達成に向け邁進してまいります。

資金調達の方法として本第三者割当増資及び別件新株予約権を選択した理由について

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本第三者割当増資と別件新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本第三者割当増資により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、別件新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、別件新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、別件新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係るアプリの開発開始時期やプロモーションの実施時期の変更や規模縮小や中止により、資金の支出予定時期や金額を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

本第三者割当増資及び別件新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して25.61%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、スマートフォンアプリ事業の成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものことから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると判断し、本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行による総額約5.5億円の資金調達を行うことを当社取締役会にて決議いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本第三者割当増資による株式の総数1,389,600株に係る割当議決権数は13,896個となり、別件新株予約権の目的となる株式の総数1,595,800株に係る割当議決権数15,958個及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の議決権5,500個並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の議決権4,160個を合算すると議決権の数は39,514個となり、平成25年8月30日における当社の議決権数106,230個に占める割合が37.20%(本第三者割当増資分:13.08%、別件新株予約権分15.02%、平成25年9月17日付第三者割当増資分5.18%、平成26年1月27日付第三者割当増資分3.92%)となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

しかしながら、当社取締役会では、今回の資金調達により、スマートフォンアプリ事業の成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

本第三者割当増資及び別件新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は514,140株となっており、一定の流動性を有しております。一方、別件新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数1,595,800株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は3,250株となり、上記1日当たりの出来高の0.63%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、前記「第1募集要項 4新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり平成27年3月期におけるスマートフォンアプリ事業に必要な資金であること及び臨時株主総会の開催等のコストが高むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取

締役の田中最代治及び社外監査役の鍛冶豊顕、江原淳、清水厚並びに東京桜橋法律事務所(東京都中央区八丁堀三丁目11番12号)代表/弁護士豊田賢治氏(当社の顧問弁護士ではなく、当社との関係はありません。)を選定し、事前に今回の資金調達内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

以上の経緯を経て、発行決議日である平成26年3月13日に当社社外取締役の田中最代治及び社外監査役の鍛冶豊顕、江原淳、清水厚並びに弁護士豊田賢治氏より、「本第三者割当増資及び別件新株予約権の必要性及び相当性について検討した結果、今回の本第三者割当増資及び別件新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

当社の経営状況及び財務状態から、近い将来に深刻な資金不足に陥ることが具体的に予想される状況にあるといえ、資金調達を行う高度の必要性が認められる。

本新株式の発行は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、その発行価額の設定に合理性が認められる以上、資金調達の高度の必要性に照らして、やむを得ないものというべきである。

本新株式の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

別件新株予約権の払込金額は第三者機関の算定評価額と同額であり、その他適法性に疑義を生じさせる事情に接していないため、第三者機関の算定結果に信頼を置く限りにおいて別件新株予約権の発行は適法と認められる。

別件新株予約権は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、発行条件の合理性及び資金調達の高度の必要性が認められ、その希薄化によって貴社の支配権に変動が生じたり貴社の株主の実質的権利に重大な悪影響を生じさせたりするなどの事情も見出せないため、相当性が認められる。

別件新株予約権の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

別件新株予約権の払込金額は第三者機関の算定評価額と同額であり、その他適法性に疑義を生じさせる事情に接していないため、第三者機関の算定結果に信頼を置く限りにおいて別件新株予約権の発行は適法と認められる。

別件新株予約権は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、発行条件の合理性及び資金調達の高度の必要性が認められ、その希薄化によって貴社の支配権に変動が生じたり貴社の株主の実質的権利に重大な悪影響を生じさせたりするなどの事情も見出せないため、相当性が認められる。

別件新株予約権の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成25年6月24日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年9月17日 (注)1	5,500	111,730	44,275	2,215,857	44,275	355,426
平成25年10月1日 (注)2	11,061,270	11,173,000	-	2,215,857	-	355,426
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 (注)3	300	11,173,300	45	2,215,902	45	355,471
平成26年1月27日 (注)4	416,000	11,589,300	49,920	2,265,822	49,920	405,391
平成26年1月1日～ 平成26年3月12日 (注)5	68,900	11,658,200	10,381	2,276,203	10,381	415,772

(注)1. 第三者割当増資 発行価額16,100円 資本組入額8,050円 割当先 菊川曉

2. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に分割いたしました。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 第三者割当増資 発行価額240円 資本組入額120円 割当先 菊川曉

5. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）及び四半期報告書（第21期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間に、新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

事業等のリスク

(1)～(6) 略

(7)第2回新株予約権の割当予定先について

割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果、交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

(8)資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成26年3月13日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第2回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(9) 株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成26年3月13日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社と当社代表取締役菊川暁を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第2回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は11,658,200株であり、新株式の発行により、1,389,600株(議決権の個数13,896個)第2回新株予約権がすべて行使された場合、1,595,800株(議決権の個数15,958個)、平成25年9月17日付の第三者割当増資(平成25年8月30日取締役会決議)による550,000株(議決権の個数5,500個)、さらに平成26年1月27日付の第三者割当増資(平成26年1月10日取締役会決議)による416,000株(議決権の個数4,160個)の合計3,951,400株(議決権の個数39,514個)の新株式が発行されることにより、平成25年8月30日の当社の発行済普通株式総数10,623,000株(議決権の数は106,230個)に対して37.20%(議決権の総数に対する割合は37.20%)の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成25年6月26日 関東財務局長に提出

提出理由

平成25年6月22日開催の当社第20回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

当社定款の一部変更をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	54,975個	227個	0個	99.5%	可決

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりであります。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年9月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失283,708千円及び四半期純損失249,049千円を計上し、当第3四半期連結会計期間末で84,519千円の債務超過となっている。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年1月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株の発行を決議し、平成26年1月27日に払込が完了した。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失261,930千円及び当期純損失610,130千円を計上している。また、当事業年度においても営業損失296,877千円及び当期純損失1,447,049千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 敦士	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 博久	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失100,933千円及び当期純損失512,967千円を計上している。また、当連結会計年度においても売上高が前連結会計年度に比べ49.1%減の2,169,795千円となり、営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。